

6 GAP（農業生産工程管理）の導入

○GAP（農業生産工程管理：Good Agricultural Practice）とは

GAPとは、農業生産活動の持続性を確保する上で必要な①食品安全・環境保全・労働安全に関する法令等を遵守し、②これらの事項の計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルを回すことにより、農業生産活動における各工程の管理・改善を行う取組であり、GAPに取り組むことで結果として安全で品質の良い農産物をもたらすものである。

導入の効果は、農産物の病原微生物等の汚染の低減による食品の安全性向上、農薬や肥料の適正施用による環境負荷低減、環境の保全、資材コストの低減、農作業中の事故の回避マニュアル作成による労働安全の確保である。

○国内におけるGAP推進の現状

GAPは主として、民間団体が主導して規格を策定し運用する取組であるため、様々な認証団体が存在する。主なGAP認証の種類としては各都道府県が運営主体の都道府県GAP、JAグループが運営主体のJAグループのGAP、日本GAP協会が運営主体でGFSSI承認の国際的に通用する規格を目指すASIA GAP（旧JGAP Advance）や日本の標準的なGAPであるJGAP（旧JGAP Basic）があげられる。このほかに、Food PLUS GmbHが運営主体でGFSSI承認の国際規格を取得しているGLOBALG. A. P.等があげられる。

認証団体によっては水準にばらつきが見られることから、国では「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月）（以下「GAP共通基盤ガイドライン」という）を策定し、この水準以上のGAPの普及・拡大を推進してきた。

しかし、近年、輸出の拡大等により国際的な農産物の取引が増加していることなども踏まえ、食品安全、環境保全、労働安全の3分野をカバーしている「GAP共通基盤ガイドライン」を、さらに、国際的にも一般的となっている人権保護及び農場経営管理の分野を加えた国際水準相当のGAPに引き上げ、令和4年3月に「我が国における国際水準GAPの推進方策」、共通の取組基準としての「国際水準GAPガイドライン」を策定した。そして、国はこれらの全国的な普及を目指している。

また、令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」の中で、令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPを実施することが目標にあげられており、SDGs（持続可能な開発目標）への世界的な関心の高まりも相まって、今後ますますGAPの取組の重要性は増していくものと考えられる。

また、農産物の輸出促進に当たっては国際基準に準拠したGAP認証が必要なためGLOBALG. A. P. やASIA GAP（旧JGAP Advance：日本発でGFSSI承認の国際規格として展開することを目指すスキーム）の取得が望まれる。

○本県におけるGAP推進の状況について

本県においては茶事業者の要望や輸出に対応するためGAP認証取得の推進をしており、令和5年1月末の県下GAP取得状況は、JGAPが3工場（3農場）、ASIA GAPが15工場（67農場）である。今後は、GAPの維持・更新について指導を行うとともに、GAP認証取得には記録が必要な項目が多く事務負担が大きいため、作業記録などの省力化を目指した支援を行う。